

子ども・子育て支援事業計画の見直しの方針（案）について

1 見直し検討の経緯

国の指針に基づき、各自治体が策定した平成27年度から31年度までの子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）において、教育・保育の量の見込みと実績値（H28.4.1 現在）の間に10%以上の乖離がある場合には、計画期間の中間年となる平成29年度に事業計画の見直しを行う必要がある。

2 見直しの要否について

本市事業計画に記載した量の見込みと実績値の間に10%以上の乖離があることから、平成29年度に事業計画の見直しを実施する必要がある。

平成28年4月1日現在の保育の必要量の比較（市全体）

	1号	2号	3号	
			0歳児	1・2歳児
計画値	3,679人	6,356人	1,301人	3,784人
実績値	3,066人 (3,414人)	6,580人 (6,678人)	328人 (1,455人)	3,786人 (4,045人)
乖離率	<u>▲16.7%</u> (▲7.2%)	3.5% (5.1%)	<u>▲74.8%</u> (11.8%)	0.1% (6.9%)

※（ ）は、年度末（H29.3）で比較したもの（参考）

3 見直しの範囲について

本市事業計画には、子ども・子育て支援新制度に基づく各種事業を記載しているが、概ね順調に進捗していることから、今回の見直しについては、事業計画中の「教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育の確保方策」についてのみ行う。

4 見直しの手法

国の手引きに従って乖離が生じた要因分析を行い、この分析結果に基づき平成29年度以降の量の見込みの補正を行うとともに、補正された量の見込みに対する確保方策を改めて検討する。